

議案第 4 号

議決第 号

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定
に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成22年始
良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例に
よる改正後の始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
（以下「改正後の条例」という。）第 7 条の規定は、令和 6 年 12 月 1 日（以下
「適用日」という。）から適用する。
（期末手当の内払）
- 2 この条例による改正前の始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた
期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみな
す。